

方針とマネジメント

基本的な考え方

日本製紙グループは、再生可能な木質資源を多様な技術・ノウハウによって最大活用することで、持続可能な社会の構築に貢献する製品を提供しています。当社グループにとって木質資源利用は不可欠であり、持続可能な森林経営から生み出される木質資源を継続的に調達する仕組みを構築しています。

当社グループは、「原材料調達に関する理念と基本方針」を2005年に制定し、この理念と方針に基づき、サプライチェーン・マネジメントを通じて持続可能な原材料調達を実施しています。また、ステークホルダーとの対話を推進し、常に環境と社会に配慮した原材料調達のレベル向上を図っています。

理念と基本方針

- 「原材料調達に関する理念と基本方針」は日英2つの言語で作成し、ウェブサイトの開示することにより、世界中のサプライヤーにその内容を伝達しています。
- 「サプライチェーン全体で、人権・労働への配慮を実践していきます」と定めている通り、当社のみならずサプライヤーにも人権・労働への配慮を求め、定期的にサプライヤーに対する監査目的のアンケートやヒアリングを実施しています。

原材料調達に関する理念と基本方針 (2005年10月5日制定)

理 念

私たちは、環境と社会に配慮したグローバル・サプライチェーン・マネジメントを通じ、信頼される原材料調達体制の構築を目指します。

基本方針

1.環境に配慮した原材料調達

- (1) 木質資源は、持続可能な森林経営が行われている森林から調達します。
- (2) 違法伐採材は使用・取引しないとともに、違法伐採の撲滅を支援します。
- (3) 循環型社会を目指し、リサイクル原料を積極的に活用します。
- (4) 化学物質については、関連法規等を遵守し適正な調達を行います。
- (5) トレーサビリティ・システムを構築し、サプライチェーン全体で上記項目が実践されていることを確認します。

2.社会に配慮した原材料調達

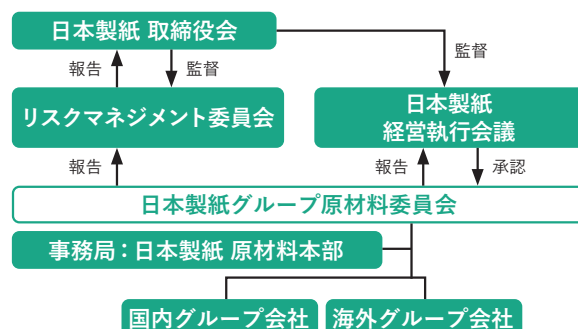
- (1) サプライヤーとの公平かつ公正な取引を追求します。
- (2) サプライチェーン全体で、人権・労働への配慮を実践していきます。

3.ステークホルダーとの対話の推進

- (1) ステークホルダーとの対話を通じ、常に環境と社会に配慮した原材料調達のレベル向上を目指します。
- (2) 当社の取り組みを広く知ってもらうために、積極的な情報開示を行います。

推進体制

当社グループでは、日本製紙の原材料本部長を委員長とする日本製紙グループ原材料委員会を設置して、原材料の調達方針などグループ全体の原材料調達に関する重要事項を審議しています。



持続可能な木質原材料調達

基本的な考え方

ー 日本製紙グループの木質原材料調達のポイント

- 持続可能であること（サステナビリティ）
- 木材の出所が明らかであること（トレーサビリティ）
- きちんと説明ができること（アカウンタビリティ）

持続可能な森林経営と調達

ー 持続可能な森林経営

持続可能な森林経営とは、経済的な持続性はもとより、環境・社会面の持続性に対する配慮も意味します。

日本製紙グループの持続可能な森林経営の定義

- 1) 生物多様性の保全がなされていること
- 2) 森林生態系の生産力および健全性が維持されていること
- 3) 土壌および水資源が保全されていること
- 4) 多面的な社会の要望に対応していること

ー 持続可能な木質原材料調達

i. 自社林からの調達：

- 適切な計画と管理の上で調達しています。持続可能性について、第三者認証である森林認証を取得しています。
 - ▶ 国内外での森林認証取得率：100%
- 海外植林事業を推進し、自社資源の活用による安定調達を図っています。

ii. 外部からの調達：

- サプライチェーン・マネジメントを強化し、木質原材料が産出される森林まで遡って確認することのできる調達体制の構築を推進しています。
- 木質原材料調達が適切に行われていることを確認するツールとして森林認証制度を活用しています。

iii. サプライチェーン・マネジメントの強化

- サプライヤーのリスク評価として以下を実施しています。
 - ▶ 新規サプライヤー：現地視察およびサプライヤーアンケートの実施により、日本製紙グループの調達方針に見合うか、またリスクの有無を確認したうえで取引開始。
 - ▶ 既存のサプライヤー：定期的な現地視察および毎年のサプライヤーアンケートの実施などでリスクの有無を確認。
- サプライヤーとの契約時には森林認証のステータスを確認しています。

iv. 調達に関わる従業員のスキルアップ

- 当社では木質原材料の調達に関わる従業員に対し、持続可能な資源調達に関する社内研修を実施し、全員が受講しています。



森林認証とは：

<https://www.nipponpapergroup.com/csr/forest/sustainability/certification/>

違法伐採材の排除

- 日本製紙、日本製紙パピリア、日本製紙クレシアは、調達する木質原材料の合法性を確認することを目的に「合法証明デューディリジェンスマニュアル」を策定し、国内外から調達する全ての木質原材料に対してデューディリジェンスを実施しています。
 - ▶ 新規取引先：新規取引時に実施
 - ▶ 既存の取引先：毎年定期的に実施
- 2020年度も全ての木質原材料についてデューディリジェンスを実施し合法性を確認しています。

→ 合法証明デューディリジェンスマニュアル：
<https://www.nipponpapergroup.com/csr/DDmanual.pdf>

クリーンウッド法への対応

2017年施行の「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称：クリーンウッド法）で定められた第一種、第二種登録木材関連事業者として、当社と日本製紙木材は2018年に、日本製紙パピリアと日本製紙クレシアは2019年に、それぞれ登録を完了。各社は同法に基づき、対象物品の合法性を確認しています。

クリーンウッド法の登録内容

登録事業者名	登録番号	有効期間	登録実施機関	対象物品
日本製紙	JIA-CLW-I,II 17024号	2018年3月19日～ 2023年3月18日	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパーおよびトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの
日本製紙パピリア	JIA-CLW-I,II 19001号	2019年4月26日～ 2024年4月25日		
日本製紙クレシア	JIA-CLW-I,II 19002号	2019年4月26日～ 2024年4月25日		
日本製紙木材	JPIC-CLW-I,II 54号	2018年7月6日～ 2023年7月5日	公益財団法人 日本合板検査会	丸太、ひき板および角材、単板および突き板、合板・単板積層材および集成材、木質ペレット・チップ状または小片状の木材

木質原材料調達に関するアクションプラン

当社グループは「原材料に関する理念と基本方針」に基づき、CSR調達を実践していくために、アクションプランを制定・実行しています。

→ 木質原材料調達に関するアクションプラン：
<https://www.nipponpapergroup.com/csr/forest/sustainability/actionplan/index.html>

持続可能な木質原材料調達のしくみ

「原材料調達に関する理念と基本方針」		
木質原材料調達に関するアクションプラン		
	国産材	海外材
基本方針	●グリーン購入法での政府調達による違法伐採対策の取り組みのなかで林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」で示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」に基づく	●「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」で示された「個別企業等の独自の取組による証明方法」で対応 ●日本製紙連合会が定めた「違法伐採対策に対する日本製紙連合会の行動指針」に基づく
実施内容	全体	●クリーンウッド法に基づき定めた合法証明DDS（デュー・ディリジェンス・システム）による確認
	合法性・トレーサビリティの確認	●船積み単位で「木材の伐採地域、サプライヤーが関連法規を順守し違法伐採材が含まれていないこと」を、関連書類で確認 ●駐在員による調査、確認 ●アンケート調査、現地ヒアリング（森林施業に関する法規とその順守、樹種、森林認証の取得の有無などの基本情報を確認し、トレーサビリティの充実を図っている） *2020年度に購入した輸入チップ、パルプについて、各サプライヤーからのアンケート調査と船積書類などにより違法伐採による材を含んでいないことを確認済み
	持続可能性の確認	●サプライヤーへのアンケート調査*（1回/年）や現地でのヒアリングなどにより、下記の事項を確認 ・人権や労働についての方針あるいはそれらに対処するシステムの確立（労働者が団体交渉権と自由な結社権を持っていること、強制労働・児童労働・差別がないこと、健康と安全が守られていること、先住民の権利に配慮していること） ・公正な取引の実施 ・社会貢献活動を通じた地域社会との融和 ・環境への配慮 ・生物多様性に配慮した森林施業の実施 ・生物多様性調査の実施状況 ・森林認証の取得状況 ※輸入チップ、国内外パルプを対象 ●日本製紙グループの調達方針をサプライヤーアンケート（日英）に記載することで浸透
	第三者監査	調達する全ての木質原材料について、下記の事項を実施 ●日本製紙連合会の「違法伐採対策モニタリング事業」による監査（1回/年） ●森林認証PEFCのDDSによるリスク評価（1回/年）
実績（2020年度）	全サプライヤー（チップ359件、パルプ4件）で上記アクションプランへの適合を確認	全サプライヤー（チップ23件、パルプ10件）で上記アクションプランへの適合を確認

第三者による持続可能な森林経営の検証

森林認証制度：持続可能な経営がされている森林を第三者機関が認証する制度

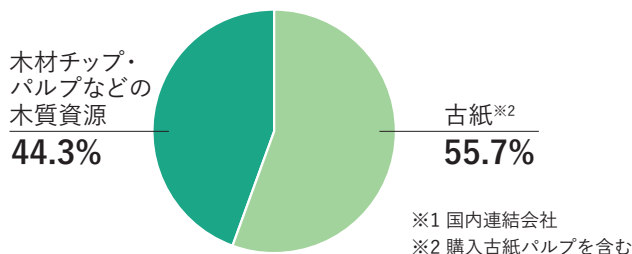
日本製紙では

- 国内・海外全ての自社林で森林認証を取得
- 木質原材料の全てがPEFCまたはFSC®で認められた材（森林認証制度におけるFM認証を取得した森林から産出した材もしくはCoC認証においてリスク評価が行われた材のみを調達）

原材料調達の現状

日本製紙グループの紙製品の主要原材料

原材料の内訳^{※1} (2020年度)



古紙の安定調達の取り組み

- 当社グループでは長年にわたり古紙業界とともに安定的な調達体制を築き上げてきました。
- 新聞用紙への安定した資源循環を目的とし、新聞社が回収した新聞古紙を当社が直接買い受ける「クローズド・ループ・システム」を構築、拡大を図っています。
- 世界的な脱プラスチックの潮流に伴う紙化への進行から、使用済み食品容器など未利用の難処理古紙リサイクルの需要の高まりへ応える体制を構築しています。

古紙および古紙パルプ調達量[※] (2020年度)

古紙 (千t)	古紙パルプ (千t)	合計 (千t)
2,650	11	2,661

※集計対象：クレシア春日を除く国内連結会社

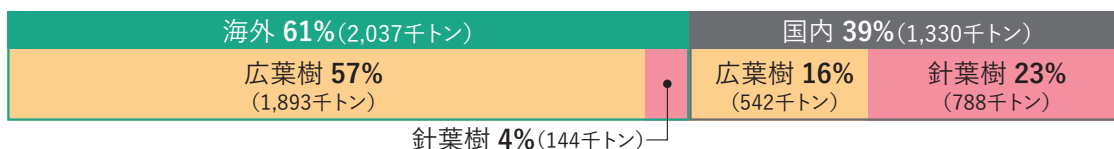
木質資源の安定調達の取り組み

当社では、木質原材料の大部分を木材チップ、一部をパルプとして調達しています。

- ▶ 木材チップ：海外から約6割、国内から約4割を調達。
- ▶ 海外材チップ：安定調達のため、アジアやオーストラリア、南米など世界各地から輸入。

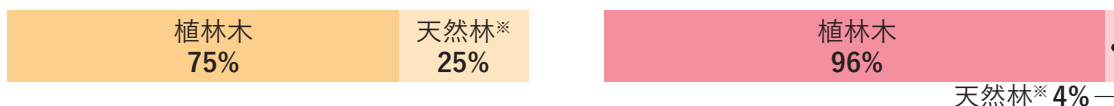
日本製紙が調達している木質原材料(チップ)の調達地別内訳 (2020年度)

(トン=絶乾トン)



広葉樹の資源構成 (2,435千トン) *工場受入ベース数量

針葉樹の資源構成 (932千トン) *工場受入ベース数量



※ここで指す天然林とは、森林認証を取得済もしくは二次林由来のもの、または製材廃材チップで持続可能と判断できるもの

日本製紙が調達している海外材チップの生産国および樹種 (2020年度)

広葉樹

国	構成比	樹種
ベトナム	31%	アカシア
ブラジル	25%	ユーカリ、アカシア
オーストラリア	17%	ユーカリ
南アフリカ	16%	アカシア
チリ	10%	ユーカリ
タイ	1%	ユーカリ
合計	100%	

針葉樹

国	構成比	樹種
オーストラリア	76%	ラジアータパイン
ロシア	17%	エゾマツ
アメリカ	7%	ダグラスファー
合計	100%	

国内木質資源の保護、育成

国内社有林の持続可能な森林経営

当社は国内に森林を所有し、森林資源を活用する企業として、森林の生物多様性保全や水源涵養などの公益的機能を十分に発揮できる、バランスの取れた持続可能な森林経営を実施しています。

●国内約400ヵ所、総面積約9万ヘクタールの社有林を保有

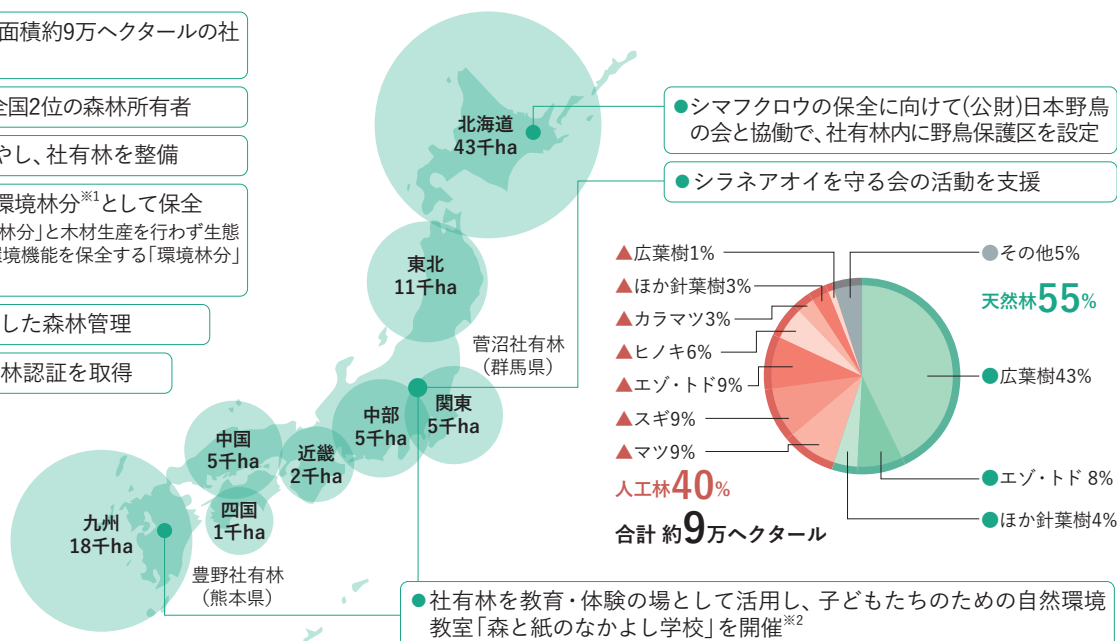
●日本製紙は民間で全国2位の森林所有者

●年間約5億円を費やし、社有林を整備

●社有林の約20%を環境林分^{※1}として保全
^{※1}1木材生産を行う「経営林分」と木材生産を行わず生態系・水源涵養などの環境機能を保全する「環境林分」に区分して管理を実施

●生物多様性に配慮した森林管理

●全ての社有林で森林認証を取得



※2 新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度は中止

→ 代表的な国内社有林:
<https://www.nipponpapergroup.com/csr/forest/own/japan/>

国内社有林での森林認証取得状況

国内社有林 (地域別)	認証制度名	取得時期
北海道	SGEC	2005年12月
東北	SGEC	2007年10月
関東・中部	SGEC	2007年10月 [※]
近畿・中国・四国	SGEC	2006年12月
九州	SGEC	2005年 3月

※静岡県北山社有林のみ2003年12月に取得済

国内社有林のIUCN (国際自然保護連合) カテゴリーに関する構成 (2021年3月現在)

IUCNカテゴリー	経営林分 千ha	環境林分 千ha	計 千ha	構成比 %	環境林 %	
I 厳正保護地域 原生自然地域	0	0	0	0	—	学術研究若しくは原生自然の保護を主目的として管理される保護地域
II 国立公園	0.6	4.5	5.1	6	88	生態系の保護とレクリエーションを主目的として管理される地域
III 天然記念物	0	0	0	0	—	特別な自然現象の保護を主目的として管理される地域
IV 種と生息地 管理地域	0	0	0	0	—	管理を加えることによる保全を主目的として管理される地域
V 景観保護地域	2.5	0.7	3.2	4	22	景観の保護とレクリエーションを主目的として管理される地域
VI 資源保護地域	0	0	0	0	—	自然の生態系の持続可能利用を主目的として管理される地域
非該当	68.9	12.4	81.3	91	15	
合計	72.0	17.6	89.6	100	20	

国内林業の活性化

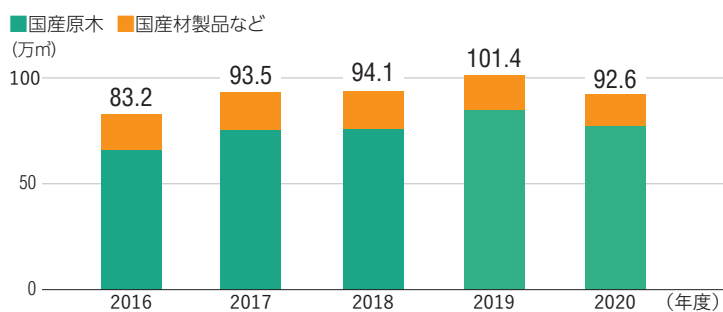
- 当社グループは、日本政府の推進する「森林・林業・木材産業によるグリーン成長」を基本方針とした林業政策を追い風に、国内サプライチェーンの維持とさらなる国産材の利用を推進しています。
- 当社は日本各地に有する9万ヘクタールの社有林を、林業活性化を支援するフィールドとして活用する取り組みを実施しています。

— 国産材の活用を推進

- 日本製紙木材では、国内の集荷網をベースに、製材用の良材から製紙用チップ原料や木質燃料などの下級材までを取り扱える強みを活かし、積極的に国産材のビジネスを展開しています。
- 「国産材の取扱量[※]年間100万 m^3 」の目標を掲げ、年々販売実績を伸ばしてきましたが、2020年度はコロナ禍による経済活動停滞により、約93万 m^3 となりました。
- 2021年度の目標は、「国産原木取扱量年間100万 m^3 」とし、引き続き国産材の活用に向けた新たな用途開発や輸出などに取り組みます。

※製紙用チップは含まず

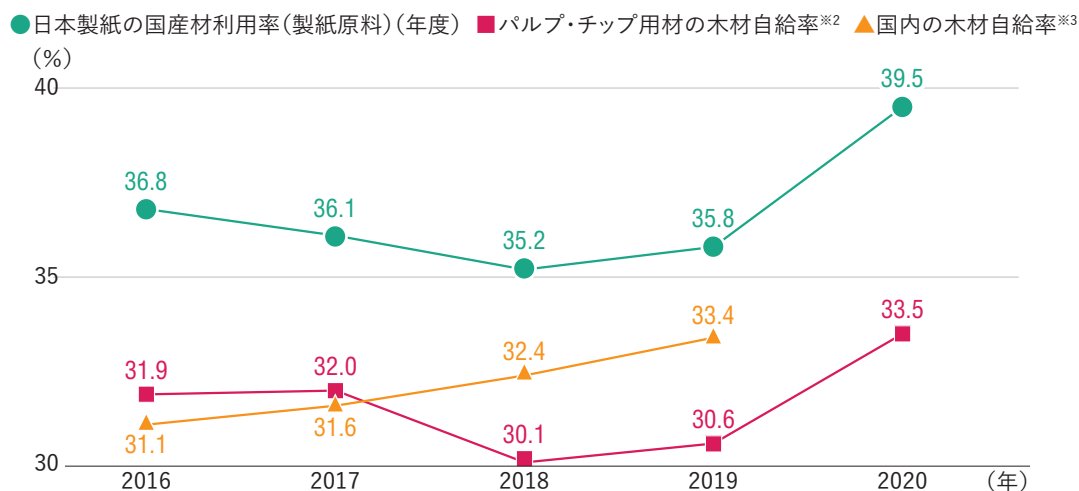
国産材の品種別販売実績（日本製紙木材）



— 製紙原料における取り組み

- 当社は、製紙原料における国産材比率の向上に取り組み、2020年度の国産材利用率は39.5%となりました。
- 当社の国産製紙原料チップの使用量は、日本の国産材総需要量の1割程度を占め、国産材の需給および日本の木材自給率にも影響を与えています。

国産材利用率^{※1}の推移（日本製紙）



※1 国産材利用率は、国内製材所の廃材チップを含めて計算

※2 経済産業省「紙・パルプ統計年報」より

※3 林野庁「木材需給表」(用材の自給率)より

事例 独自の増殖技術の活用による国内林業への寄与

日本国内において利用期を迎えた人工林が増え、主伐・再造林が見込まれる一方、全国的に再造林のための苗木不足が懸念されています。日本製紙木材は当社が海外植林事業を通じ確立した、優れた苗木を短期間で大量に生産する技術を応用し、九州地区（熊本県人吉市）に大規模な採穂園を造成してスギ特定母樹※の苗生産を行っており、さらに苗生産の全国展開も進めています。このスギ特定母樹の苗は当社の社有林でも使用を開始し、持続可能な森林経営に役立っています。

※特定母樹：

優良な苗を生産するために種穂の採取に適する樹木。成長量、材質などで指定の基準を満たし農林水産大臣に指定された個体。



スギ特定母樹の挿し木

事例 官民連携での大規模施業団地形成（施業集約化）

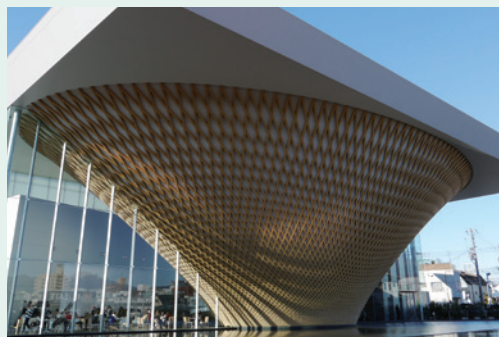
当社は2011年から、熊本県五木地域に山林を所有する民間企業の一社として、九州森林管理局、五木村、五木村森林組合他とともに、官民連携による「五木地域森林整備推進協定」に参加しています。現在、スケールメリットを発揮できるフィールド環境は2万ヘクタール以上の大規模施業団地となり、合理的な路網整備や効率的な森林施業の実施に取り組んでいます。2021年度は木材の安定供給体制（サプライチェーン）の構築を目指し、協調出荷を計画しています。

事例 SGEC森林認証材の供給

日本製紙木材は、国内で初めてSGECのCoC認証を取得した企業であり、当社の社有林から伐出された木材をはじめ、SGEC森林認証材を山元からエンドユーザーまで繋げることが出来ます。

2018年には、静岡県富士山世界遺産センターの展示棟木格子プロジェクトに、当社が所有する北山社有林（静岡県富士宮市）のSGEC森林認証材（ヒノキ）を日本製紙木材のCoC認証を活用して提供しました。このプロジェクトは、地域協働、および林業、加工・流通、建築などの異業種間連携により、国内で初めて「SGEC／PEFC CoCプロジェクト認証」を取得したものです。

また、2019年に完成した国立競技場にも、当社の社有林からSGEC森林認証木材を供給しています。



静岡県富士山世界遺産センター

海外植林事業

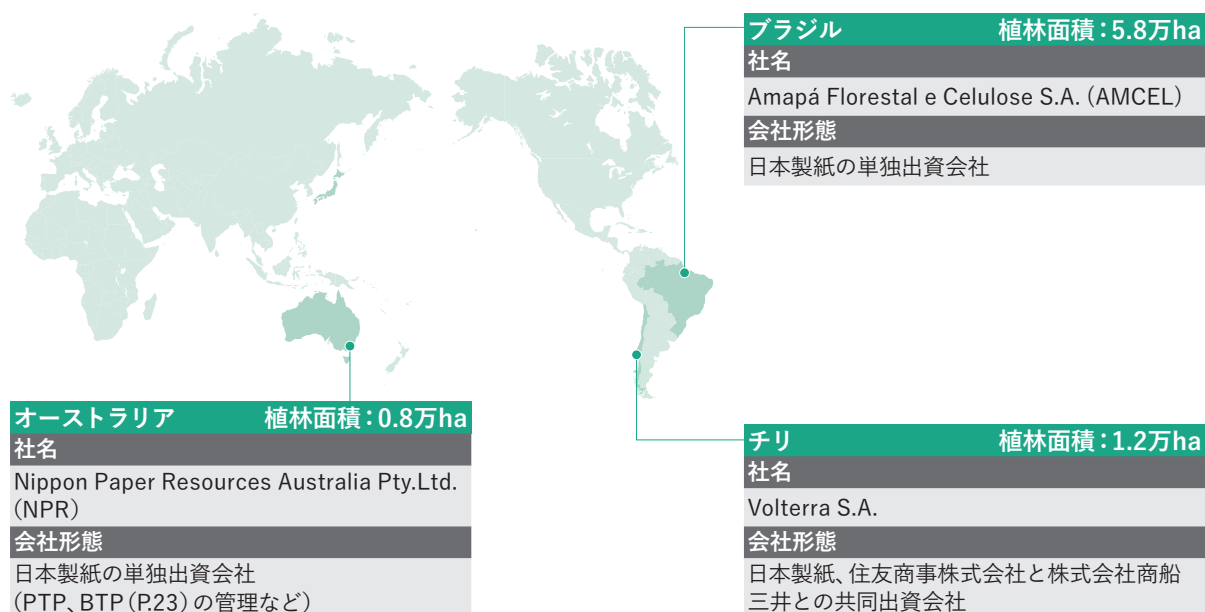
Tree Farm構想

「Tree Farm構想」とは、畑で作物を育てて収穫するのと同様に、木を自ら育てて収穫・活用し、それを繰り返すことで持続可能な原材料調達を行う、日本製紙の海外植林プロジェクトの考え方です。

→ Tree Farm構想：
<https://www.nipponpapergroup.com/csr/forest/afforest/>

管理している海外植林の概要（2020年末時点）

海外植林面積合計7.8万ha



- 持続可能な森林経営のためには、植林地周辺の地域社会と良好な関係を築き、ともに発展していくことが重要であると考え、先住民を含む地域住民、地域の文化・伝統と自然環境・生態系に配慮した森林経営を実施しています。また、雇用の創出や教育活動への援助などを通じて地域経済にも貢献しています（→P.84）。
- 草地、農場・牧場の跡地や植林木の伐採跡地を植林地として利用し、成長の早いユーカリを中心に、各地の気候と製紙原料に適した樹種を選んで植栽しています。
- ユーカリの一斉植林と域内の生物多様性の維持を両立するために、生態系への影響が大きい河川沿いの原生植生を水辺林として残すなど、ランドスケープを考慮して適切に管理しています。
- 各地の植林事業会社において、生物多様性に配慮した植林事業を行っており、保有する社有地に生物多様性保護のための保護区を設定し、動植物生息調査を行うなどの取り組みを実施しています（→P.50）。
- 各植林事業会社では、所有する植林地周辺のコミュニティなどステークホルダーへの訪問や会議を定期的に行い、事業活動に対する意見・要望を確認。これらのコミュニケーションを通じて得られた要望をもとに、展開している社会貢献活動プログラムなどの評価・見直しを行うための手順を設定しています。
- 管理する海外植林事業全てで森林認証を取得、維持しています。



水辺林を残した植林
 （下図）青色部が水辺林

海外植林事業での森林認証取得状況

事業会社別海外植林プロジェクト	認証制度名（ライセンス番号）	取得年
PTP（オーストラリア）	Responsible Wood	2006年
BTP（オーストラリア）	Responsible Wood	2006年
ヴォルテラ社（チリ）	FSC®（FSC®C120260） CERTFORCHILE	2014年 2007年
アムセル社（ブラジル）	FSC®（FSC®C023383） CERFLOR	2008年 2014年

地域との共生のための活動事例（→P.84）

	地域との共生のための活動事例	
	地域社会への貢献	先住民への配慮
ブラジル	● 植林地周辺コミュニティ住民を対象にした職業訓練 ● 地域に暮らす女性を対象とした職業訓練への支援（メイク、アクセサリー作り） ● 低所得層の子供たちを対象にしたスポーツ教室（軍警察環境部隊に協賛・資材等提供） ● 軍警察とのパートナーシップ（軍警察が行う、主に低所得層の子供たちを対象とした教育、スポーツ活動への協賛） ● 野生生物の保護、環境教育活動への資金援助	● 所有地内で確認された、先住民族の遺跡があるエリアは恒久的な保護区域に指定
オーストラリア	● 地域の植林関連会社で構成される消防団の一員として、地域の森林火災時の消火活動に協力	● 植林地内で発見された、先住民遺跡の保護